



答申第521号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成27年10月6日付け神戸市参区第1243号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

共通基盤システムへの住記情報の追加利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 番号法に定められた事務事業を実施するにあたり、新住記システムから制度個人番号を共通基盤システムへ提供して、参照用住記データベースで一元管理することは、各事務事業における特定個人情報の正確性及び同期性を確保するために必要不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

共通基盤システムへの住記情報の追加利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【データ項目】

(特定個人情報項目)

- ・ 制度個人番号 (本人に通知される国が定めた1個人に1つの番号)



答申第522号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年9月4日付け神企情第3143号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

共通基盤システム参照用住記データベースの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 番号法に定められた事務事業を実施するにあたり、制度個人番号等を共通基盤システムの参照用住記データベースで一元管理するために、制度個人番号等を新たに追加し電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性及び同期性を確保するために不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

共通基盤システム参照用住記データベースの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(特定個人情報項目)

- ・ 制度個人番号
- ・ 統合宛名番号